

内閣参質二一七第八号

令和七年二月四日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員浜田聡君提出いわゆる年収百三万円の壁の見直しによる地方財政への影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出いわゆる年収百三万円の壁の見直しによる地方財政への影響に関する質問に
対する答弁書

一について

お尋ねについては、御指摘のとおり、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二四」（令和六年六月二十一日閣議決定）において、「予算編成においては、二千二十五年度から二千二十七年度までの三年間について、」「これまでの歳出改革努力を継続する」とともに、「交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、二千二十四年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保」することとされている。

二について

お尋ねについては、令和五年度から令和七年度までにおいて、国及び地方の厳しい財政状況を勘案し、地方の財源不足について、総務大臣及び財務大臣が協議して定める補填すべき額がある場合には、これを国と地方が折半して補填する措置を講ずるものとし、この場合、国の負担分については、その全額を一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れるものとし、地方の負担分については、その全額に

ついて臨時財政対策債を発行することとしている。